

救急救命士教育等の事務に関する調査について

横浜市立大学附属市民総合医療センターにおける架空請求問題を受け、当局における救急救命士教育等の事務について調査を進めたところ、現時点で下記の3点について明らかになりました。

1 救急救命士養成科委託教育

救急救命士養成教育は、(社)横浜市医師会に委託し実施していますが、救急救命士養成所施設内において、委託事務の一部を行っていました。

その他、平成18年度の当該委託事務契約時に、国の基準改正に伴い、講習時間数を114時間増やしたにも関わらず、実際の派遣段階では、前年度並みの講義しか調整せず、結果として委託契約よりも100時間少ない講師派遣にとどまり、平成19年度も同様の事務を行っていました。

2 横浜市救急救命士養成所長（専任教員）

横浜市救急救命士養成所では、国の基準に基づく専任教員として、平成20年度も2名の医師を嘱託員として雇用し、教育カリキュラムの作成、講義、模擬試験問題作成等の業務を担当していました。

しかし、この嘱託員の出勤の有無に関わらず、当局側が出勤処理を行い、毎月の報酬を支給していました。

3 横浜市救命指導医連絡調整業務委託

救命指導医は、市内12医療機関の医師の中から当局嘱託員として雇用し、24時間365日消防司令センターに輪番制で勤務しています。これに必要な連絡調整業務として、

- ① 指導医の勤務日程に関する指導医及びその所属する医療機関等との連絡調整
- ② 指導医体制に関する意見交換及び意見集約業務
- ③ その他救命指導医の円滑な業務の実施に必要な調整業務

を(社)横浜市病院協会に平成5年度から平成20年度まで委託していました。

これら業務のうち、①、②については、実際には当局側で全部または一部を行っていました。また、病院協会による本市からの委託料の執行にあたっては、当該事業を開始した時点から、当局も関与するとともに、このうちの一部は、司令センターに出勤した指導医の食事代等の費用として充てられることとなっており、この経費の支出等は当局救急課で行っていました。

今後、上記3点を含めた救急救命士教育等の委託事務について、法律の専門家の助言を受けながら引き続き調査を進め、5月末を目途に調査結果を公表します。

1 救急救命士養成科委託教育

(1) 事業内容

救急救命士養成教育とは、救急救命士法に定める救急救命士の養成にあたり、横浜市救急救命士養成所において、救急救命士国家試験に合格しうる知識及び技能を修得させるために行う教育です。

当該教育を実施するには、救急救命士法第34条（救急救命士国家試験の受験資格）に基づく救急救命士学校養成所指定規則により定められた指定基準を満たした救急救命士養成所において、教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、そのうち一定人数については医師、救急救命士又はこれと同等以上の学識経験を有する専任教員を置くことなどが必要となります。

本市においては、当該教育を「専科教育救急救命士養成科」とし、定員40名で、9月から翌年3月までの期間で年に1回実施しており、講義及び病院実習を（社）横浜市医師会に委託しています（平成20年度委託代金額：20,955,996円）。

(2) 明らかになった事項の説明

▶ 平成20年度の委託内訳は、以下のとおり。

	単価	単位数	計
①講習費	11,670	600時間	7,002,000
②資料作成費	5,260	122日	641,720
③病院実習費	100,000	100当直	10,000,000
④病院実習教材費	100,000	5病院	500,000
⑤事務費	①～④計の10%		1,814,372
⑥消費税			997,904
合計			20,955,996

- ①の一部と③の全額については、委託先の医師会が、直接、担当する講師並びに病院に経費を支払っておりましたが、①のうち市大センター病院関係の講師に対する講習費、②及び④については、医師会から横浜市救急救命士養成所基金（代表 杉山貢）の口座に振り込まれた後、救急救命士養成所の施設内にて、事務担当者が講習費の支払い事務等を行い、この担当者の人件費は、委託した費用が当てられていました。
- ①の単価について、市大病院関係者の場合は、市大センター病院の医師には1時間あたり5,000円、市大福浦病院の医師には1時間あたり7,000円と、単価よりも低い額が支払われていました。
- ④の支払いについては、当局職員が行っていました。
- ①の講習費について、平成19年度は602時間の契約に対し、実際の講師派遣時間は497時間、平成18年度は616時間の契約に対し、実際の講師派遣時間は516時間と、100時間以上の差がありました。なお、平成20年度はこのことを改善し、600時間の契約に対し、599時間の講師派遣となっていました。

2 横浜市救急救命士養成所長（専任教員）

(1) 事業内容

救急救命士法及び救急救命士学校養成所指定規則(文部科学省・厚生労働省令)に基づく、本市の専任教員の設置については、横浜市救急救命士養成所教育規程（以下「教育規程」という。）で定めており、専任教員のうち2人は、医師、救急救命士又はこれと同等以上の学識経験を有する者とされ、かつ、専任教員のうち少なくとも1人は、救急救命処置に関し相当の経験を有する医師又は免許を受けた後5年以上業務に従事した救急救命士であることが必要とされています。

養成所長は、専任教員と兼ねることができ、また、専任教員のうち医師は、専任教授と称することができます。また、専任教員の統括は横浜市消防訓練センター所長が行います。

専任教員の業務内容は、「横浜市救急救命士養成所養成所長・専任教授（専任教員）嘱託員就業要綱」（以下「就業要綱」という。）に、「講義及び実習指導」、「教育のカリキュラム作成」、「国家試験問題の分析」、「模擬試験問題の作成」、「教育生に対する指導」などが定められており、また、養成所長の業務内容は専任教員の業務内容に加え、「専任教員に対する指導、助言」、「教育に係る養成教育会議の統括」と定められています（平成20年度月額報酬：319,500円及び交通費）。

(2) 明らかになった事項の説明

- 就業要綱に定める養成所長及び専任教員の就業条件では、勤務日は月曜日から金曜日までのうち2日であり、また、勤務時間は午前8時45分から午後5時15分（休憩時間は12時から13時までの1時間）までと定められています。勤務実績は、出勤簿など消防職員の例による方法及び様式により、記録・管理する必要がありますが、嘱託員の出勤の有無に関わらず、当局側が出勤処理を行い、毎月の報酬を支給していました。

3 横浜市救命指導医連絡調整業務委託

(1) 事業内容

救急救命士法に基づく医師の具体的指示への対応、傷病者の重症度判定及び適切な医療機関選定、医療機関との連絡調整、救急業務の社会的信頼性と市民の安心感の向上を図ることを目的として、横浜市救命指導医（以下「指導医」という。）が、24時間365日、消防司令センターに常駐しています（市内の12医療機関から派遣され輪番制で対応）。

指導医は地方公務員法（第3条第3項第3号）に定める非常勤特別職職員で、横浜市消防長が採用しています。

指導医制度の実施にあたり、指導医及び医療機関等との密接な連携を確保するとともに、効率的に業務を推進し、制度の円滑な運用を図ることを目的として、横浜市救命指導医連絡調整業務を、本市が（社）横浜市病院協会に委託しています（平成20年度委託代金額：4,700,000円）。

(2) 明らかになった事項の説明

➤ 委託した業務のうち以下の業務は安全管理局が行っていました。

①指導医の勤務日程に関する指導医及びその所属する医療機関等との連絡調整

- ・ 指導医及び所属する医療機関との協議を通じて編成した月別勤務予定表を履行月の前月 5 日までに作成し、指導医の各派遣先医療機関及び、安全管理局に送付すること。
- ・ 確認作業として、指導医の各派遣先医療機関への連絡及び安全管理局司令センターへの連絡。
- ・ 予定されていた指導医の勤務が不可能となった場合、他の指導医との調整を行い、欠勤のないよう万全の対策を講じること。

②指導医体制に関する意見交換及び意見集約業務

- ・ 指導医の勤務環境等に関する要望を集約し年度末に横浜市へ報告すること。

➤ 委託料 470 万円に係る（社）横浜市病院協会の執行内訳

- ① 横浜市救命指導医の会基金口座（代表：杉山貢）に 140 万円（内 80 万円は「指導医の食事代」、指導医派遣病院に 300 万円、（社）横浜市病院協会事務費として 30 万円
- ② 「指導医の食事代」80 万円は、平成 13 年から安全管理局警防部救急課が管理する口座（口座名：横浜市救命指導医事務局）に横浜市救命指導医の会基金口座から振り込まれ、救命指導医の飲食代等を支出していました。